

11 東京地方裁判所 平成20年6月20日判決

平成20年6月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成19年(ワ)第26978号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成20年4月25日

判 決

埼玉県

原 告 X
同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
同 白 井 晶 子

東京都千代田区東神田1-4-11 KKビル3階

被 告 株式会社アルゴインベストメント
同代表者代表取締役 白 井 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 エー・アイ1号投資事業有限責任組合
同無限責任組合員 株式会社アルゴインベストメント
同代表者代表取締役 白 井 [REDACTED]

埼玉県 [REDACTED]

被 告 白 井 [REDACTED]

(住民票上の住所) 東京都 [REDACTED]

被 告 山 神 [REDACTED]
被告ら訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

主 文

- 1 被告らは原告に対し、連帯して、352万円及びこれに対する被告白井 [REDACTED]について平成19年10月28日から、被告山神 [REDACTED]については同年30日から、被告エー・アイ1号投資事業有限責任組合、同株式会社アルゴインベストメントについては、同年11月9日から、各支払済みまで

年5分の割合による金員を支払え。

- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

1 原告は、主文同旨の判決並びに仮執行の宣言を求め、請求原因として、

(1) 原告は、被告株式会社アルゴインベストメント（以下「被告アルゴインベストメント」という。）の従業員である被告山神 [REDACTED]（以下「被告山神」という。）から勧誘されて、平成18年12月28日、株式会社スカンヂナビアの株式2株を1株100万円、合計200万円で被告エー・アイ1号投資事業有限責任組合（以下「被告エー・アイ1号」という。）から購入し、平成19年1月24日、株式会社イー・バイオの株式2株を1株30万円、合計60万円で被告エー・アイ1号から購入し、同年3月12日、イーバンク銀行株式会社の株式1株を60万円で購入した。

(2) 上記各株式は、いずれも未公開株式であり、日本証券業協会は、自主規制としていわゆる「グリーンシート銘柄」を除いて取引を勧誘することを原則として禁止しているところ、いずれもいわゆる「グリーンシート銘柄」にも該当しない。

このような未公開株式は、その価値の評価が極めて困難であり、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であるから、その取引について一般の投資家が不測の損害を被る危険性が高い。このような未公開株式を客観的な価格に比較して著しく高額で譲渡することは詐欺に該当する。

(3) 被告アルゴインベストメントは、業として証券取引を行う資格（平成18年法律第65号による改正前の証券取引法2条8項、28条）を有していない。

被告山神は、上記各株式の購入を勧誘するにあたり、いずれも間近い時期に上場することは確実であり、上場すれば購入価格の何倍もの価格になり多額の

利益が得られることが確実である旨の断定的判断を提供し、しかも、その勧誘の際、あたかも被告アルゴインベストメントが正規の業者であり、かつ、適法に取引し得る株式の販売を行っているかのように振る舞って原告をその旨誤信させて株式代金名下に代金相当額を詐取した。

被告山神の行為は、不法行為に該当し、被告アルゴインベストメントは、業として証券取引を行う資格がないのに、業として証券取引を行い、あるいは、これあるように装って、被告山神をして、違法な勧誘をさせており、固有の不法行為責任を負うと共に、被告山神の不法行為について使用者責任を負う。

- (4) 被告エー・アイ1号は、被告アルゴインベストメントが唯一の無限責任組合員であり、被告アルゴインベストメントが未公開株を譲渡するにあたり、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法を潜脱するために使用した組合であって、その実態は被告アルゴインベストメントと一体であり、被告エー・アイ1号も証券取引を行う資格を有していないであって、被告アルゴインベストメントと共同不法行為の責任を負う。
- (5) 被告白井■■■(以下「被告白井」という。)は、被告アルゴインベストメントの代表取締役として被告アルゴインベストメントの違法行為を積極的に押し進めたのであり、取締役の責任(会社法429条1項、平成17年法律第87号による改正前の商法266条の3)を負うとともに、固有の不法行為責任を負う。
- (6) 原告は、被告らの行為により合計320万円の損失を被った。
なお、上記各株式の適正価額は明らかでないから、原告の被った損害について損益相殺をすることはできない。
本件の弁護士費用相当額は32万円である。
- (7) よって、原告は被告らに対し、連帶して352万円及びこれに対する各訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

と述べた。

2 被告らは、原告の請求を棄却する旨の裁判を求め、被告らの主張として、被告エー・アイ1号は、証券会社ではないから、本件の株式の売買は、違法ではない。と述べた。

3 そこで、判断する

(1) 原告の請求原因(1)（原告が被告山神の勧誘により被告エー・アイ1号から本件の各株式を購入したこと）は、甲1ないし7により、これを認めることができる。

(2) 原告の請求原因(2), (3)についてみると、本件の各株式が未公開株式であることは、被告らにおいて争うことを明らかにしないので、これを自白したものとみなすべきところ、一般に、未公開株式は、その価値の評価が極めて困難であり、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であるから、その取引について一般の投資家が不測の損害を被る危険性が高いことは原告主張のとおりであり、このような未公開株式を客観的な価格に比較して著しく高額で譲渡することは詐欺に該当するとみるのが相当である。そして、甲1（原告作成の陳述書）によれば、被告山神は、原告に本件の各株式の購入を勧めるにあたり株式会社イー・バイオについて「とにかく儲かる上場前の株がある。」「何倍にもなることはまず間違いない」「イー・バイオは初値が100万くらい付くことは間違いない」「平成19年10月か11月くらいには間違なく上場します」、株式会社スカンデナビアについて「スカンデナビアは遅くとも来年5月くらいに上場申請して、9月ころには上場する」「1株100万円だが、2, 3倍になることは確実」、イーバンク銀行株式会社について「もう上場が決まりきっているので、堅いです」等と述べたことが認められるところ、現在も、本件の各株式が公開されておらず、配当もないこと（弁論の全趣旨により認める。）及び株式会社スカンデナビアやイーバンク銀行株式会社、株式会社イー・バイオが全くのペーパーカンパニーであるということ

はできないとしても、その株式が原告の購入代金に見合う客観的価値を有することや、あるいは容易にそのような価額で他に転売可能であるとか、間近に上場予定であったとかいうことを窺うに足りる証拠はないことを総合すれば、被告山神は原告に対してあたかも本件の各株式がいずれも上場間近で購入すれば高額の利益が得られる旨の嘘について、原告に被告エー・アイ1号から本件の各株式を購入させたとみるのが相当である。なお、甲10によれば、イーバンク銀行株式会社は、平成19年3月31日現在で資本金320億円余りの会社であることが認められるから（ただし利益剰余金はマイナスである。），同会社が実体のない会社であるとはいえないが、その客観的価値を確定するに足りる証拠はない。

そうすると、被告山神の上記勧誘は、いずれも不法行為を構成するし、被告山神の使用者である被告アルゴインベストメントは、原告に対して、被告山神の不法行為について使用者責任を負担する。

- (3) 被告エー・アイ1号及び被告アルゴインベストメントの責任についてみると、被告アルゴインベストメントが、業として証券取引を行う資格（平成18年法律第65号による改正前の証券取引法2条8項、28条）を有してはいなこと（被告らにおいて争うことを明らかにしないから、これを自白したものとみなす）、一件記録によれば、被告エー・アイ1号は、被告アルゴインベストメントと本店所在地を同じくし、被告アルゴインベストメントを唯一の無限責任組合員とする投資事業有限責任組合であること、本件各株式譲渡契約書上は、被告エー・アイ1号と原告の直接契約の形をとっているが、原告に対しては、被告アルゴインベストメントの従業員である被告山神が勧誘をしたのに、被告アルゴインベストメントが手数料を徴収した形跡がないことからすると、被告エー・アイ1号が独自の立場で本件の各株式の譲渡に関与したとは到底考えられない。むしろ、被告アルゴインベストメントが、業として証券取引を行っているのでないことを装う目的で被告エー・アイ1号を設立したものとみる

のが自然かつ合理的である。

そうすると、被告エー・アイ1号、被告アルゴインベストメントは、上記被告山神の詐欺に加担していたとみるほかはなく、いずれも共同不法行為の責任を負う。

被告らは、被告エー・アイ1号は、証券会社ではないから、本件の株式の売買は、違法ではないと主張するが、外形的に相対の取引を仮装していたとしても、その実質は詐欺にはかならないのであるから、被告らの主張は採用しない。

また、被告白井は、被告アルゴインベストメントの代表取締役であり（一件記録上明らかである。）、上記のとおり、被告エー・アイ1号、被告アルゴインベストメントは、原告に対して不法行為の責任を負うのであって、被告白井は、これを積極的に主導したというほかはないから（甲1によれば、被告白井は、原告から直接株式譲渡代金を受領し、原告に対してスカンデナビア株を「間違いなく儲かる」などと述べたことが認められる。）、被告白井も不法行為の責任を負う。

(4) 原告の被った損害についてみると、上記のとおり、株式会社スカンデナビアやイーベンク銀行株式会社、株式会社イー・バイオが全くのペーパーカンパニーであるということはできないとしても、その未公開株式について客観的な価値を確定することはできないし、現在、原告がその株式を他に転売できる状況がないことは容易に推認されるところであるから、原告は、その出捐金額全額の損失を被ったと認めるのが相当である。そして、これを前提とすると、原告ら主張の弁護士費用は相当である。

4 よって、原告の本訴請求はすべて理由がある。

東京地方裁判所民事第12部

裁 判 官 締 引 稟